○東北地方整備局告示第１４８号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成１８年１０月２日

東北地方整備局長　坪香　伸

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類

県道東宮野目二枚橋線新設工事（岩手県花巻市葛第５地割地内から同市葛第１地割地内まで）

第３　起業地

１ 収用の部分　岩手県花巻市葛第１地割、第２地割、第５地割及び第８地割地内

２ 使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県花巻市下似内第１地割地内から同市葛第１地割地内までの延長約3,597ｍ区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「県道東宮野目二枚橋線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道東宮野目二枚橋線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岩手県が本路線の道路管理者であることから、起業者は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

岩手県のほぼ中央に位置する花巻市は、花巻温泉郷や童話や詩の作者である宮

沢賢治のふるさととして、同県内でも有数の観光地域であるとともに、複数の大規模工業団地が立地し、電化製品、自動車をはじめとする工業製品等の生産拠点にもなっている。

また、花巻市においては、県内唯一の空港である花巻空港が立地しているうえ、同空港の周辺に東北新幹線の新花巻駅や東北縦貫自動車道弘前線及び東北横断自動車道釜石秋田線のインターチェンジといった高速交通拠点が集積している。さらに、ＪＲ東北本線、ＪＲ釜石線及び複数の幹線道路により、これらの高速交通拠点と岩手県内の各地域とが結ばれており、同県の交通ネットワークの形成上、花巻空港の周辺地域は、重要な交通結節点となっている。

花巻空港については、設置者である岩手県が平成11年11月に航空法（昭和27年法律第231号）の飛行場施設変更許可を受け、花巻空港拡張整備事業（以下「空港事業」という。）を施行中であり、平成17年３月には、就航率及び輸送能力の向上等を図るために延長した滑走路が供用開始されている。また、現在、花巻空港の西側に存しているターミナル施設、エプロン及び駐車場等（以下「ターミナル施設等」という。）については、利便性の向上等を図るため、滑走路を挟んだ東側に移転する予定となっており、平成21年度の供用開始を目指して施行中である。

本件事業は、空港事業による新たなターミナル施設等へ連絡する道路を整備するものであり、本件事業の完成により、新たなターミナル施設等と一般国道４号等との間が本路線によって結ばれることから、空港利用者等の安全かつ円滑な通行が確保される。また、空港事業と相まって交通ネットワークの結節点としての機能が向上し、航空及び陸上交互の輸送能力の増強が図られることから、観光の振興、物流の効率化等により地域の活性化に寄与することも認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成17年度に環境影響調査を任意で実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査その他の調査によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は岩手県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、空港事業による新たなターミナル施設等と一般国道４号等とを安全かつ円滑に連結することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第３種第２級の規格に基づく４車線及び２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のルートについては、花巻空港の北東に近接している県立花巻農業高等学校及びその周辺集落と同空港の間を通過する案（Ａルート）並びに同学校等の東側を通過する案（Ｂルート）の２案について検討が行われている。両ルートを比較すると、申請案であるＡルートは、支障建物数が若干多いものの事業に必要な土地の面積が少なく、特に田の潰れ地面積が大幅に少ないこと、Ｂルートで必要となる橋梁施工がないことから施工性に優れること、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、空港事業によるターミナル施設等の移転工程に合わせて、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、花巻市長及び同市議会議長からの本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所
　　岩手県花巻市役所